

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―二四―一六

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単</p>	<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単</p>

位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定

位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定

により派遣され、配偶者同行休業法第二条第
四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三
十二年オリンピック・パラリンピック特措法
第十七条第一項の規定により派遣され、平成
三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四
条第一項の規定により派遣され、平成三十七
年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定
により派遣され、又は法第八十二条の規定に
より停職にされた場合（これらの期間の初日
の属する月又はその翌月に復職し、又は職務
に復帰することとなる場合を除く。第十九条
の四第二項において「派遣等となつた場合」
という。）

により派遣され、配偶者同行休業法第二条第
四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三
十二年オリンピック・パラリンピック特措法
第十七条第一項の規定により派遣され、平成
三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四
条第一項の規定により派遣され、平成三十七
年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定
により派遣され、又は法第八十二条の規定に
より停職にされた場合（第十九条の四第二項
において「派遣等となつた場合」という。）
であつて、これらの期間が二以上の月にわた
ることとなるとき。

四 (略)

2 5 (略)

第十九条の四 (略)

2 月の中途において派遣等となつた場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 (略)

四 (略)

2 5 (略)

第十九条の四 (略)

2 月の中途において派遣等となつた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の規則九―二四第十九条の二第一項第三号に規定する派遣等となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。